

羽保高第 1858 号
平成26年 8月27日

市内指定通所介護事業者
代 表 者 様

羽曳野市保健福祉部保険健康室
高年介護課長

通所介護事業所におけるフェイシャルマッサージ等の取扱いについて（通知）

平素は、本市の保健福祉、介護保険事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、通所介護事業所におけるフェイシャルマッサージ、ハンドマッサージ、ネイルアート等の取扱いについて、大阪府に確認しましたところ「通所介護におけるフェイシャルマッサージやハンドマッサージ、ネイルアート、アロマセラピー等について、通所介護のサービス内容としては想定されない内容であるため、サービス提供時間から差し引いた時間で算定するものとする（散髪と同様の取扱い）」との見解が示されましたので、事業所内で周知を図っていただくとともに、当該サービスを受けている利用者については、当該サービスの所要時間を差し引いた時間で算定をお願いします。

また、サービス提供記録には、通所介護サービスの開始及び終了時間を記録するとともに、当該サービスに要した時間も記録し、算定の根拠が明確となるようにしてください。

お問い合わせ

羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課
事業者支援担当

TEL 072 - 958 - 1111 内線 1390

FAX 072 - 950 - 2536

E-mail kounenkaigo@city.habikino.lg.jp